

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	市民栄誉賞の取消し
例規名 根拠条項	南九州市民栄誉賞表彰規則 第8条
例規番号	平成24年規則第21号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(取消し)</p> <p>第8条 市長は,市民栄誉賞を授与されたものが本人の責めに帰すべき行為によって著しく栄誉を失墜したと認めたときは,市民栄誉賞を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市庁舎管理規則 第7条第2項
例規番号	平成19年規則第10号
【基準】 第7条の規定による。 (許可条件等) 第7条 市長は,前条の許可申請に許可を与える場合において必要があると認めるときは,その許可に必要な条件を付し,又は守るべき事項を指示することができる。 2 市長は,前項の条件若しくは指示に違反するものがあるときは,その者に対して違反事項の是正を命じ,又はその許可条件若しくは指示を変更し,又は許可を取り消すことができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	退去命令等
例規名 根拠条項	南九州市庁舎管理規則 第10条第1項
例規番号	平成19年規則第10号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(禁止行為,退去命令等)</p> <p>第10条 市長は,次の各号のいずれかに該当すると認められる者(第6条及び第7条の規定により許可した者の行為を含む。)に対して,庁内の秩序の維持又は災害防止のため必要があると認めるときは,その行為を禁止し,又は庁舎から退去することを命じ,若しくはその物件を撤去し,又は搬出することを命ずることができる。</p> <p>(1) この規則に違反する行為をし,又はしようとしている者若しくは許可の条件に違反する行為をしようとしている者</p> <p>(2) 銃器,凶器,爆発物その他の危険物を庁舎に持ち込み,又は持ち込もうとする者</p> <p>(3) 庁舎において,建物,立木その他の施設を破壊し,損傷し,若しくはこれに落書きし,又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(4) 庁舎において,火災予防上危険を伴う行為をし,又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(5) 泥酔等により他人に迷惑をかけ,又はそのおそれがある者</p> <p>(6) 庁舎において,放歌高唱し,又は通行の妨害となるような行為をし,若しくはしようとしている者</p> <p>(7) 暴行,脅迫行為等により,庁舎内の秩序を乱し,又はそのおそれがある者</p> <p>(8) 立入りを禁止した区域に立ち入り,又は立ち入ろうとする者</p> <p>(9) 職員に面会を強要する者</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか,庁内の秩序の維持又は災害の防止に支障を来すような行為をし,又はしようとする者</p> <p>2 前項の規定により物件の撤去又は搬出を命ぜられた者が,その命令に従わないとき若しくはその者が判明しないとき又は緊急の必要があると認めたときは,市長は,自らこれを撤去し,又は搬出することができる。</p>	

備 考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市公民館条例 第7条第2項(第13条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第179号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の不許可等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他公民館の管理上支障があると認められるとき。 <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 <p>3 前項の規定に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市は賠償の責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0012.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市公民館条例 第8条第1項
例規番号	平成19年条例第179号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、施設使用料については、南九州市、枕崎市及び南さつま市以外の住民が使用する場合の使用料は、同表の5割増しとし、商用(営利を伴う)として使用する場合の使用料は、同表の10割増しとする。</p> <p>2 使用者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で、使用不能になったとき。</p> <p>(2) 管理者において必要が生じ、許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 使用開始前に、許可の取消し又は許可条件の変更を申し出て、市長がこれを認めたとき。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	退室命令等
例規名 根拠条項	南九州市ふれあい保全活動促進施設条例 第12条
例規番号	平成19年条例第22号
【基準】 第12条の規定による。 (入室の制限) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入室を拒否し、又は退室を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれのある物品又は動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、及び乱すおそれがあると認められる者 (3) その他施設の管理上支障が認められる者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 20

担当部署: 企画課

処分の概要	使用料の徴収																
例規名 根拠条項	南九州市移住・交流お試し居住条例 第6条第1項																
例規番号	平成31年条例第8号																
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 お試し住宅の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用期間</th> <th>料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用料</td> <td rowspan="2">1組</td> <td>1泊</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>500円</td> <td>宿泊を伴わない使用</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 使用者は、使用料を前納しなければならない。</p> <p>3 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を使用することができなくなったとき、又はその他市長が認めるときは、既に納付された使用料の全部又は一部を返還することができる。</p>					区分	単位	使用期間	料金	備考	使用料	1組	1泊	1,000円		1日	500円	宿泊を伴わない使用
区分	単位	使用期間	料金	備考													
使用料	1組	1泊	1,000円														
		1日	500円	宿泊を伴わない使用													
備考																	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し
例規名 根拠条項	南九州市移住・交流お試し居住条例施行規則 第9条第1項
例規番号	平成31年規則第6号
<p>【基準】</p> <p>第9条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が条例又はこの規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が使用許可条件又は市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) その他市長がお試し住宅の管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消すときは、移住・交流お試し住宅使用許可取消通知書(第6号様式)により使用者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても市はその賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市行政財産の使用料徴収条例 第5条
例規番号	平成19年条例第56号
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 使用料は,年額で定める。ただし,使用期間が1年に満たない場合については,使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 土地使用料は,次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第2条及び前条第1項の規定により算出した額に100分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 電柱等を設置する目的で使用するときの額は,他の条例で定めるものを除き,電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)に定める額とする。</p> <p>(3) 看板,ガス管,水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するとき,南九州市道路占用料徴収条例(平成19年南九州市条例第163号)第2条の規定を準用する。この場合において,「占用料」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>3 建物使用料は,第2条及び前条第2項の規定により算出した額に100分の8を乗じて得た額とする。</p> <p>4 前2項で算出した使用料に,電気料,水道料,火災保険料のほか,市が支出する経費のうち当該使用に係る額を,加算して徴収することができる。</p> <p>5 前3項で算出した使用料の額が,消費税法(昭和63年法律第108号)の課税対象となるものについては,算定した使用料の額に,消費税等に相当する額を加算するものとする。</p> <p>6 前項により算定した使用料の額が100円未満であるときは100円とし,使用料の額に1円未満の端数が生じたときはその端数金額は切り捨てるものとする。</p> <p>(使用料の納付義務者及び納付)</p> <p>第5条 使用を許可された者は,使用前にその使用料を納付しなければならない。ただし,市長が特に必要があると認めるときは,この限りでない。</p>	
備考	

reiki_0023.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 財政課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市行政財産の使用料徴収条例 第8条
例規番号	平成19年条例第56号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第8条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市手数料条例 第2条第1項
例規番号	平成19年条例第57号
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。</p> <p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長が徴収する事項及びその金額を定めるもの 別表第1のとおり</p> <p>(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の規定により、徴収する事項及びその金額を定めるもの 別表第2のとおり</p> <p>(3) 鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成12年鹿児島県条例第7号)の規定により、徴収する事項及びその金額を定めるもの 別表第3のとおり</p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、諸願、届等の印刷物の交付その他特定の者のためにする事務について費用を要するときは、その実費を徴収することができる。</p> <p>3 第1項の証明で実地調査を要するものについては、1件につき600円を加算する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 28

担当部署: 財政課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市手数料条例 第8条
例規番号	平成19年条例第57号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第8条 詐欺その他不正の行為により,手数料の徴収を免れた者については,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 29

担当部署: 税務課

処分の概要	督促手数料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 第3条
例規番号	平成19年条例第58号
【基準】 第3条の規定による。 (督促手数料) 第3条 督促手数料は,督促状1通について100円とする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 第4条第1項
例規番号	平成19年条例第58号
【基準】 第4条及び附則第3項の規定による。 (延滞金) 第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは、当該税外収入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。 2 市長は、納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金を免除することができる。 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	
備考	

reiki_0030.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	指定の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第11条第1項
例規番号	平成19年条例第61号
【基準】 第11条の規定による。 (指定の取消し等) 第11条 市長等は,指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは,その指定を取り消し,又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し,又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても,市はその賠償の責めを負わない。 3 市長等は,第1項の規定による取消し又は停止を行ったときは,その旨を告示するものとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	道路占用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市法定外公共物管理条例 第13条第1項
例規番号	平成20年条例第5号
【基準】 第13条の規定による。 (道路占用料) 第13条 道路について第5条第1項第1号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、道路占用料を納付しなければならない。 2 前項の道路占用料の額、徴収方法、減免及び還付については、南九州市道路占用料徴収条例(平成19年南九州市条例第163号)の例による。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	水路占用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市法定外公共物管理条例 第14条第1項
例規番号	平成20年条例第5号
【基準】 第14条の規定による。 (水路占用料) 第14条 水路について第5条第1項第1号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、水路占用料を納付しなければならない。 2 前項の水路占用料の額及びその算出方法は、南九州市準用河川流水占用料等徴収条例(平成19年南九州市条例第164号。以下「流水占用料等条例」という。)の土地占用料の例による。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	流水占用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市法定外公共物管理条例 第15条第1項
例規番号	平成20年条例第5号
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。</p> <p>(流水占用料)</p> <p>第15条 第5条第1項第4号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、流水占用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の流水占用料の額及びその算出方法は、流水占用料等条例の例による。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	土石等採取料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市法定外公共物管理条例 第16条第1項
例規番号	平成20年条例第5号
【基準】 第16条の規定による。 (土石等採取料) 第16条 第5条第1項第5号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、土石等採取料を納付しなければならない。 2 前項の土石等採取料の額及びその採取方法は、流水占用料等条例の例による。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市法定外公共物管理条例 第18条
例規番号	平成20年条例第5号
<p>【基準】</p> <p>第18条の規定による。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第18条 市長は、占有者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の許可又は承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、施設、工作物等の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した場合</p> <p>(2) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反した場合</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可又は承認を受けた場合</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占有者等に対し、許可又は承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、施設、工作物等の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 法定外公共物に関する工事等のためやむを得ない事由が生じた場合</p> <p>(2) 法定外公共物の構造又は利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、法定外公共物の維持管理上の必要が生じた場合</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 43

担当部署: 財政課

処分の概要	原状回復命令
例規名 根拠条項	南九州市法定外公共物管理条例 第19条第1項
例規番号	平成20年条例第5号
【基準】 第19条の規定による。 (禁止行為に係る原状回復) 第19条 第4条各号の規定に違反し,法定外公共物の管理上支障を来していると認めるときは,市長は,当該違反行為を行った者に対し,自己の費用で法定外公共物を原状に回復するよう命ずることができる。 2 前項の規定にかかわらず,特別の事情があると市長が認めるときは,法定外公共物を原状に回復する義務を免除することができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市法定外公共物管理条例 第23条
例規番号	平成20年条例第5号
【基準】 第23条の規定による。 (罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第4条各号に掲げる行為を行った者 (2) 第5条第1項の許可を受けずに占有等を行った者 (3) 第5条第2項の規定により付した許可の条件に違反した者 (4) 正当な理由がなく第9条第2項又は第10条第1項の検査を拒否した者 (5) 正当な理由がなく第17条の規定に基づく職員が行う土地への立入調査を拒否した者 (6) 第18条又は第19条第1項の規定に基づく市長の原状回復命令に違反した者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	助成金の返還
例規名 根拠条項	南九州市子ども医療費助成条例 第11条
例規番号	平成19年条例第94号
【基準】 第11条の規定による。 (助成金の返還) 第11条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。 (1) 偽りその他不正な行為により、助成金の支給を受けたと認められるとき。 (2) 助成対象の子どもの受けた保険給付を受けた原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	助成金の返還
例規名 根拠条項	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第10条
例規番号	平成19年条例第95号
【基準】 第10条の規定による。 (助成金の返還) 第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。 (1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。 (2) 受給資格者の受けた保険給付等の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市老人福祉センター条例 第8条(第14条第2項において準用する場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第97号
<p>【基準】</p> <p>第8条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限若しくは停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 秩序を乱し施設の運営方針に反すると認めるとき。 (2) この条例又は許可の条件に違反したとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき。 <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市老人福祉センター条例 第9条第1項
例規番号	平成19年条例第97号
【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 老人福祉センターの使用料は、別表のとおりとする。ただし、施設の使用にあつては、市内の65歳以上の者、老人福祉施設入所者、老人クラブ加入者及び身体障害者手帳の交付を受けている者が使用する場合は、無料とする。 2 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、超過時間等に対する部分は、後納とする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 62

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	督促手数料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市後期高齢者医療に関する条例 第5条
例規番号	平成20年条例第12号
【基準】 第5条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は,督促状1通について100円とする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項
例規番号	平成20年条例第12号
<p>【基準】</p> <p>第6条及び附則第4条の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	
備考	

reiki_0063.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条
例規番号	平成20年条例第12号
【基準】	<p>第7条から第9条までの規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第7条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第8条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	助成金の返還
例規名 根拠条項	南九州市重度心身障害者医療費助成条例 第9条
例規番号	平成19年条例第100号
【基準】 第9条の規定による。 (助成金の返還) 第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。 (1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。 (2) 対象者の受けた保険給付等の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和6年4月1日
--------------	----------	----------------	----------

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市国民健康保険条例 第11条から第13条まで
例規番号	平成19年条例第103号
【基準】	<p>第11条から第14条までの規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p> <p>第12条 世帯主又は世帯主であった者が、正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料に処する。</p> <p>第13条 市は、詐欺その他不正の行為により、一部負担金及びこの条例の規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第14条 前3条の過料の額を情状により市長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 73

担当部署: 長寿介護課

処分の概要	督促手数料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市介護保険条例 第8条
例規番号	平成19年条例第104号
【基準】 第8条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は,督促状1通につき100円とする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市介護保険条例 第9条第1項
例規番号	平成19年条例第104号
<p>【基準】</p> <p>第9条及び附則第7項の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>7 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年6月25日法律第83号)附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p>	

備 考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市介護保険条例 第13条から第16条まで
例規番号	平成19年条例第104号
<p>【基準】</p> <p>第13条から第17条までの規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 市は,第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは,その者に対し,10万円以下の過料に処する。</p> <p>第14条 市は,法第30条第1項後段,法第31条第1項後段,法第33条の3第1項後段,法第34条第1項後段,法第35条第6項後段,法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料に処する。</p> <p>第15条 市は,被保険者,被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに,法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず,又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず,若しくは虚偽の答弁をしたときは,10万円以下の過料に処する。</p> <p>第16条 市は,詐欺その他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第17条 第13条から前条までの過料の額は,情状により,市長が定める。</p> <p>2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は,その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>	
備考	

reiki_0077.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市保健センター条例 第6条第1項
例規番号	平成19年条例第106号
<p>【基準】</p> <p>第6条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号にいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が使用許可条件又は市長の指示した事項に違反したとき。 (3) その他市長が保健センターの管理上適当でないと認めるとき。</p> <p>2 前項の規定に基づいて使用の許可を取り消し、使用条件を変更し、又は使用の中止を命じたことによって使用者に損害が生じても市はその賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 80

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市保健センター条例 第7条第1項
例規番号	平成19年条例第106号
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 市長は、保健センターの施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収することができる。</p> <p>2 使用料は、原則として現金をもって使用の都度前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	許可手数料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第15条
例規番号	平成19年条例第108号
【基準】 第15条の規定による。 (許可手数料) 第15条 次の各号に掲げる者は,許可証交付の際,当該各号に定める手数料を納付しなければならない。 (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可及び法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 2,000円 (2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可及び法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 2,000円 (3) 法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更許可を受けようとする者 2,000円 (4) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可及び更新を受けようとする者 2,000円 (5) 前各号の許可に基づく許可証の再交付を受けようとする者 1,000円	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用料の徴収						
例規名 根拠条項	南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例 第6条第1項						
例規番号	平成25年条例第35号						
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。</p> <p>(永代使用料)</p> <p>第6条 墓地の永代使用料(以下「使用料」という。)は、次に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区画</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>第14条の規定により返還された1区画</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 墓地使用者は、第4条の許可を受けた後速やかに前項の使用料を全額納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第13条の規定により墓地の永代使用权(以下「使用权」という。)を承継した者が当該墓地を使用することとなった場合は、前項の規定にかかわらず使用料は徴収しない。</p>		区分	使用料	1区画	120,000円	第14条の規定により返還された1区画	50,000円
区分	使用料						
1区画	120,000円						
第14条の規定により返還された1区画	50,000円						
備考							

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	管理料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例 第7条第1項
例規番号	平成25年条例第35号
【基準】 第7条の規定による。 (管理料) 第7条 墓地使用者は,墓地の管理に要する経費として,管理料を納付しなければならない。 2 管理料の額は,年額1,500円とし,2年分を前納しなければならない。 3 年度中途からの使用については,使用許可の月からその所属年度分の管理料を月割計算により算出した額とする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 90

担当部署: 市民生活課

処分の概要	撤去命令等
例規名 根拠条項	南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例 第10条第2項
例規番号	平成25年条例第35号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(使用墓地の管理)</p> <p>第10条 墓地使用者は、常に使用地内の清掃及び施設物等の維持管理に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、施設物等で維持管理上必要と認めるときは、墓地使用者に対し修理又は撤去を命ずることができる。この場合において生じた経費は、墓地使用者の負担とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し
例規名 根拠条項	南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例 第15条第1項
例規番号	平成25年条例第35号
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。</p> <p>(許可取消)</p> <p>第15条 市長は、墓地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に使用地を使用したとき。</p> <p>(2) 使用権を他人に譲渡し、又は貸与したとき。</p> <p>(3) 偽り又は不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、墓地使用者は直ちに当該使用地を原状に回復し、これを返還しなければならない。</p> <p>3 墓地使用者が前項の規定による処置を行わなかったときは、市長において原状に回復し、その費用は当該墓地使用者から徴収するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による使用の許可の取消しがあった場合、墓地使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	返還命令
例規名 根拠条項	南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例 第16条第1項
例規番号	平成25年条例第35号
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。</p> <p>(許可変更)</p> <p>第16条 市長は、墓地経営又は市の事業施行上やむを得ないときは、6箇月前までに墓地使用者にこの旨を通知し、使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項により返還を命ぜられた墓地使用者に対し、換地及び移転補償費を交付するものとする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 95

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市火葬場条例 第5条
例規番号	平成19年条例第110号
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用料は,別表に定める区分により前納しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認めるときは,この限りでない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	勧告履行命令
例規名 根拠条項	南九州市空き缶等ポイ捨て防止条例 第7条第2項
例規番号	平成19年条例第112号
【基準】 第7条の規定による。 (勧告及び命令) 第7条 市長は、自動販売機により容器入り飲料を販売している者が、第5条第3項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、空き缶等の回収容器を設置し、適正に管理するよう勧告することができる。 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市自動車臨時運行許可取扱規則 第9条
例規番号	平成19年規則第106号
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 虚偽その他の不正行為により許可を受けたり,又は不正に使用したことを発見したときには,直ちに許可を取り消し,その旨,許可を受けた者に通知するとともに,許可証及び番号標を回収する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	知覧特攻平和会館条例 第4条
例規番号	平成19年条例第118号
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては,入館を拒絶し,又は退館を命ずることがある。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 感染性の疾患があると認められる者(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者(3) 建物又は施設,設備及び展示物など破損するおそれがある者(4) 管理上支障がある者(5) その他市長において不適當と認める者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	観覧料及び使用料の徴収
例規名 根拠条項	知覧特攻平和会館条例 第5条第1項
例規番号	平成19年条例第118号
【基準】 第5条の規定による。 (観覧料及び使用料) 第5条 観覧料及び使用料は、別表のとおりとし、入館及び使用する際に納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合において、市長の承認を得たときは、入館後及び使用後においてこれを納入することができる。 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 106

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例 第7条第1項
例規番号	平成19年条例第121号
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 夢郷館の使用料は,別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 使用者は,前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし,市長が特に必要と認めるときは,この限りでない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例 第10条第2項(第18条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第121号
<p>【基準】</p> <p>第10条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の不許可及び取消し等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、夢郷館の施設等の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他夢郷館の施設等の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者が、許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0109.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例 第14条(第18条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第121号
【基準】 第14条の規定による。 (入館の制限) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれのある物品又は動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者 (3) その他施設等の管理上支障が認められる者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市川辺農村環境改善センター条例 第6条第1項
例規番号	平成19年条例第122号
<p>【基準】</p> <p>第6条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 使用者が、許可の目的又は条件に違反したとき。(2) 使用者が、この条例又は市長の指示した事項に違反したとき。(3) 使用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段により許可を受けたとき。 <p>2 前項の規定による処置によって使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 114

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市川辺農村環境改善センター条例 第7条
例規番号	平成19年条例第122号
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 施設等を使用する者に対しては,別表に定める額の使用料を徴収する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し
例規名 根拠条項	南九州市川辺やすらぎ館条例 第7条第1項
例規番号	平成19年条例第124号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が許可の条件又は市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上特に必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により、許可の条件を変更し、又は許可を取り消した場合において使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わないものとする。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 118

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市川辺やすらぎ館条例 第9条第1項
例規番号	平成19年条例第124号
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(施設等の使用料)</p> <p>第9条 施設等の使用料は,年間330万円とする。</p> <p>2 その年度の使用許可の期間が1年に満たない場合の使用料については,日割計算による額とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	利用許可の取り消し等
例規名 根拠条項	南九州市地域活性化施設霜上げんき館条例 第8条第1項(第15条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成21年条例第24号
<p>【基準】</p> <p>第8条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可の取り消し等)</p> <p>第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は霜上げんき館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。 (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。 (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が霜上げんき館の管理上又は公益上必要があると認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項第5号に該当する場合を除き、前項の処分によって利用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0122.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 耕地林務課

処分の概要	使用料の徴収							
例規名 根拠条項	南九州市地域活性化施設霜出げんき館条例 第9条第1項							
例規番号	平成21年条例第24号							
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、次に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、超過時間等に対する部分は、後納とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>会議室使用料 (1時間当たり)</th> <th>冷暖房使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>220円</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用時間で、1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>3 利用時間には、準備及び後整理の時間を含むものとする。</p>			区分	会議室使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	会議室	220円	220円
区分	会議室使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)						
会議室	220円	220円						
備考								

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市穎娃農業開発研修センター条例 第8条第2項
例規番号	平成19年条例第129号
<p>【基準】</p> <p>第8条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用制限及び取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又は器具等を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が管理上支障があると認めるとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が使用条件又は市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上特に必要があるとき。</p> <p>3 前項第1号又は第2号の規定により許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において使用者に損害を生じてても、市は賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0127.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市颯娃農業開発研修センター条例 第10条第1項本文
例規番号	平成19年条例第129号
【基準】 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、これを減額し、又は免除することができる。 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて使用を中止した場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し
例規名 根拠条項	南九州市農業経営基盤確立研修施設条例 第8条第1項
例規番号	平成19年条例第130号
<p>【基準】</p> <p>第8条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公社が許可の条件又は市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(2) 公社がこの条例に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上特に必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により、許可の条件を変更し、又は許可を取り消した場合において公社に損害が生じても、市は、その責めを負わないものとする。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市農産物処理加工施設条例 第5条第2項
例規番号	平成26年条例第26号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の不許可等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農産物処理加工施設の使用を許可しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) その他農産物処理加工施設の管理上支障があると認められるとき。 <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 <p>3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市農産物処理加工施設条例 第8条第1項
例規番号	平成26年条例第26号
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用料は,別表に定めるとおりとする。 2 使用者は,別に規則で定める場合を除き,使用料を前納しなければならない。 3 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当すると認める場合は,その全部又は一部を還付することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により,使用不能となったとき。 (2) 市又は市の機関の必要により許可を取り消したとき。 (3) 使用者が使用の取消し又は変更を申し出た場合において,相当の理由があると認められるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市畑の郷水土利館条例 第7条第2項(第18条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第132号

【基準】

第7条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。

(使用の制限及び取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水土利館の使用を許可しないことができる。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は器具等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 感染症等に感染しているおそれがあると認められるとき。
- (4) その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは使用を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) その他管理上特に必要があるとき。

3 前項第1号及び第2号の規定により許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用者に損害を生じても市は賠償の責めを負わないものとする。

(市が設置した公の施設の使用の不承認等)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

備 考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

担当部署: 耕地林務課

処分の概要	使用料及び観覧料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市畑の郷水土利館条例 第8条
例規番号	平成19年条例第132号
【基準】 第8条の規定による。 (使用料及び観覧料) 第8条 水土利館の使用料及び観覧料は,別表のとおりとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市総合地域施設(農業研修館)条例 第5条第2項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第183号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用の不許可等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業研修施設の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。</p> <p>(4) その他農業研修施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者が、許可の目的又は許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0150.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 151

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市総合地域施設(農業研修館)条例 第8条
例規番号	平成19年条例第183号
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 農業研修施設の使用料は,別表に定めるとおりとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 155

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	南九州市総合地域施設(農業研修館)条例 第14条(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第183号
【基準】 第14条の規定による。 (入館の制限) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。 (1) 感染症の疾病患者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、農業研修施設の管理に支障を及ぼすと認められる者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例 第5条第2項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第184号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の不許可等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、トレセンの使用を許可しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他トレセンの管理上支障があると認められるとき。 <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 <p>3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0157.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例 第8条
例規番号	平成19年条例第184号
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 トレセンの使用料は,別表に定めるとおりとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 162

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例 第14条(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第184号
【基準】 第14条の規定による。 (入館の制限) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。 (1) 感染症の疾病患者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、トレセンの管理に支障を及ぼすと認められる者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市川辺ふれあい農園条例 第7条
例規番号	平成19年条例第134号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 許可の目的又は条件に違反したとき。(2) この条例又は市長の指示した事項に違反したとき。(3) 虚偽又は不正の手段により、使用の許可を受けたとき。(4) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。 <p>2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 165

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市川辺ふれあい農園条例 第8条第1項
例規番号	平成19年条例第134号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は,別表に定める額の使用料を現金で前納しなければならない。</p> <p>2 使用許可の期間が1年に満たない場合の使用料については,月割計算(15日以上を1月とし,15日未満は切り捨てる。)による額とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	分担金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市土地改良事業分担金徴収条例 第1条
例規番号	平成19年条例第135号
<p>【基準】</p> <p>第1条及び第3条の規定による。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市内において実施する土地改良事業に要する経費について、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4において準用する法第36条の規定及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。</p> <p>(賦課基準等の決定)</p> <p>第3条 第1条の賦課(分担金)の額(第3項に規定するものを除く。)は、各年度ごとに当該事業に要する経費のうち、国又は県から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲内において別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の賦課の基準は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課するものとし、徴収については、市長が発行する納入通知書により市長が指定する期日までに納入するものとする。これを変更するときもまた同様とする。</p> <p>3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、市が当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割りふって得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。</p>	

4 督促状の発付,督促手数料及び延滞金の徴収の方法は,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)を準用する。
(賦課基準等の決定)

第3条 第1条の賦課(分担金)の額(第3項に規定するものを除く。)は,各年度ごとに当該事業に要する経費のうち,国又は県から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲内において別表のとおりとする。

2 前項の賦課の基準は,当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課するものとし,徴収については,市長が発行する納入通知書により市長が指定する期日までに納入するものとする。これを変更するときもまた同様とする。

3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては,当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において,当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は,市が当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割りふって得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には,当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

4 督促状の発付,督促手数料及び延滞金の徴収の方法は,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)を準用する。

備 考			
--------	--	--	--

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
--------------	----------	----------------	-------

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市土地改良事業分担金徴収条例 第3条第4項
例規番号	平成19年条例第135号
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。</p> <p>(賦課基準等の決定)</p> <p>第3条 第1条の賦課(分担金)の額(第3項に規定するものを除く。)は,各年度ごとに当該事業に要する経費のうち,国又は県から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲内において別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の賦課の基準は,当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課するものとし,徴収については,市長が発行する納入通知書により市長が指定する期日までに納入するものとする。これを変更するときもまた同様とする。</p> <p>3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては,当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において,当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は,市が当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割りふって得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には,当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。</p> <p>4 督促状の発付,督促手数料及び延滞金の徴収の方法は,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)を準用する。</p> <p>(賦課基準等の決定)</p> <p>第3条 第1条の賦課(分担金)の額(第3項に規定するものを除く。)は,各年度ごとに当該事業に要する経費のうち,国又は県から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲内において別表のとおりとする。</p>	

- 2 前項の賦課の基準は,当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課するものとし,徴収については,市長が発行する納入通知書により市長が指定する期日までに納入するものとする。これを変更するときもまた同様とする。
- 3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては,当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において,当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は,市が当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割りふって得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には,当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。
- 4 督促状の発付,督促手数料及び延滞金の徴収の方法は,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)を準用する。

備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	入牧許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市放牧場条例 第9条(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成26年条例第10号
【基準】 第9条の規定による。 (入牧許可の取消し) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入牧の許可を取り消し、又は出牧を命ずることができる。 (1) 虚偽の申請をして入牧の許可を受けたとき。 (2) 入牧を許可された者が、前条に規定する期間内に同条の手続をしないとき。 (3) 市長の指示に従わないとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	入牧料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市放牧場条例 第10条第1項
例規番号	平成26年条例第10号
【基準】 第10条の規定による。 (入牧料) 第10条 入牧料は、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、乳用牛については、定めた額のそれぞれ40パーセント増額するものとする。 (1) 生後18箇月未満 1日につき270円 (2) 生後18箇月以上 1日につき300円 2 入牧牛の栄養状態を改善する必要があると認めた場合は、濃厚飼料を給飼するものとし、この場合においては、入牧料に濃厚飼料の実費を加算するものとする。 3 市長は、特別な事由があると認める場合は、入牧料を減額し、又は免除することができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	奨励金の返還
例規名 根拠条項	南九州市優良種畜保留奨励規則 第9条
例規番号	平成20年規則第22号
【基準】 第9条の規定による。 (奨励金の返還) 第9条 市長は、飼養管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、保留指定を取り消し、奨励金の全部又は一部の還付を命ずることができる。 (1) 不正手段をもって奨励金の交付を受けたとき。 (2) 本規則に違反したとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 178

担当部署: 耕地林務課

処分の概要	使用禁止命令
例規名 根拠条項	南九州市林道管理条例 第8条
例規番号	令和3年条例第6号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第8条 市長は、この条例に違反した者に対し、林道の使用禁止を命じることができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 179

担当部署: 耕地林務課

処分の概要	分担金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市治山事業分担金徴収条例 第2条
例規番号	平成19年条例第140号
【基準】 第2条及び第3条の規定による。 (納入義務者) 第2条 分担金は,事業に係わる林地の所有者又は事業の施行により利益を受ける者(以下「納入義務者」という。)から徴収する。 (分担金の賦課基準及びその額) 第3条 分担金の総額は,当該事業に要する総事業費の10パーセントとする。 2 納入義務者から徴収すべき分担金の額は,当該事業の施行によりその施行に係る地域内にある土地につき,利益を受ける者の利益の度合いを勘案して市長が定める。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市治山事業分担金徴収条例 第8条
例規番号	平成19年条例第140号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第8条 督促手数料及び延滞金の額並びに徴収の方法は,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)の例による。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	指定の取消し
例規名 根拠条項	南九州市過疎地域産業開発促進条例 第9条
例規番号	平成19年条例第144号
【基準】 第9条の規定による。 (指定の取消し) 第9条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、工場、情報サービス業等、農林水産物等販売業に係る施設若しくは旅館の指定を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消すことができる。 (1) 第5条に該当しなくなったとき。 (2) 事業の廃止又は休止があったとき。 (3) 第7条第2項の規定による条件に違反したとき、又は市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。 (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。 (5) その他事業の施行方法が不適當であると認められるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 185

担当部署: 商工観光課

処分の概要	指定の取消し
例規名 根拠条項	南九州市半島振興対策実施地域産業開発促進条例 第8条
例規番号	平成30年条例第22号
【基準】 第8条の規定による。 (指定の取消し) 第8条 市長は、指定を受けた工場等の事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、工場等の指定又は既に行った固定資産税の不均一課税を取り消すことができる。 (1) 第4条に該当しなくなったとき。 (2) 事業の廃止又は休止があったとき。 (3) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき、又は市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。 (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の施行方法が不相当であると認められるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	指定の取消し
例規名 根拠条項	南九州市企業立地促進条例 第12条
例規番号	平成24年条例第26号
【基準】	<p>第12条の規定による。</p> <p>(取消)</p> <p>第12条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、工場等の指定を取消し、既に課税免除した固定資産税を賦課することができる。</p> <p>(1) 第7条の要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 事業の廃止又は休止があったとき、又はその状態にあると認められたとき。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定による条件に違反したとき、又は市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(4) 第6条の規定による報告をしなかったとき。</p> <p>(5) その他事業の施行方法が不適當であると認められるとき。</p> <p>(6) 社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 197

担当部署: こども未来課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市温泉センター条例 第5条
例規番号	平成19年条例第149号
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 温泉センターを使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	南九州市温泉センター条例 第6条(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第149号
【基準】 第6条の規定による。 (使用の制限等) 第6条 市長は、温泉センターの施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 感染のおそれがある疾病と認められるとき。 (4) 看護を要する状況の者で看護人のいないとき。 (5) その使用が個人の営利を目的としたものであると認められるとき。 (6) 管理又は運営上支障があると認められるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市温泉センター条例 第11条(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第149号

【基準】

第11条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。

(使用の中止等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を中止し、又は許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じてても、市はその責めを負わないものとする。

- (1) 使用者が、法令等又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、第6条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (3) 休憩用和室等の占用使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項又は許可に付された条件に違反したとき。

(市が設置した公の施設の使用の不承認等)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

備考

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市オートキャンプ森のかわなべ条例 第6条(第15条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第152号
<p>【基準】</p> <p>第6条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用の中止、原状回復若しくはキャンプ場からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者</p> <p>(3) 第4条第2項の条件に違反している者</p> <p>2 市長は、キャンプ場に関する工事等のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第4条第1項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消し、又は同条第2項の条件を変更することができる。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 222

担当部署: 都市政策課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市オートキャンプ森のかわなべ条例 第7条第1項
例規番号	平成19年条例第152号
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は,別表に定める額の使用料を現金で前納しなければならない。 2 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,この限りでない。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。 (2) 公益上又は管理上の必要が生じ許可を取り消したとき。 (3) 使用開始前に許可の取り消し,又は許可を受けた事項の変更を申し出て市長がこれを認めたとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 228

担当部署: 都市政策課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市都市公園条例 第12条(第27条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第155号
【基準】 第12条の規定による。 (使用料) 第12条 法第5条第1項,法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第8条第2項の許可を受けた者は,別表第2又は別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	監督処分
例規名 根拠条項	南九州市都市公園条例 第13条(第19条第2項及び第27条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第155号
【基準】	<p>第13条の規定による。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の使用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市都市公園条例 第29条から第31条まで
例規番号	平成19年条例第155号
【基準】 第29条から第31条までの規定による。 第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては,5万円以下の過料に処する。 (1) 第3条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の許可を受けないで第3条第1項各号に掲げる行為をした者 (2) 第6条(第22条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第6条各号に掲げる行為をした者 (3) 第13条第1項又は第2項(第22条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者 第30条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。 (両罰規定) 第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関し,前2条の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人又は人に対して各本条の過料を科する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市普通公園条例 第13条(第25条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第156号
【基準】 第13条の規定による。 (使用料) 第13条 第4条第1項,第5条又は第11条第2項の許可を受けた者は,別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	監督処分
例規名 根拠条項	南九州市普通公園条例 第14条(第17条第2項及び第25条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第156号
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは普通公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 普通公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 普通公園の保全又は公衆の普通公園の使用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 普通公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市普通公園条例 第27条から第29条まで
例規番号	平成19年条例第156号
<p>【基準】</p> <p>第27条から第29条までの規定による。</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては,5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第9条(第25条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第14条第1項又は第2項(第25条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第28条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関し,前2条の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人又は人に対して各本条の過料を科する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 243

担当部署: 建設課

処分の概要	督促手数料の徴収(道路占用)
例規名 根拠条項	南九州市道路占用料徴収条例 第6条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条
例規番号	平成19年条例第163号
<p>【基準】</p> <p>第6条及び準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条の規定による。</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第6条 督促手数料及び延滞金については,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)によるものとする。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第3条 督促手数料は,督促状1通について100円とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	延滞金の徴収(道路占用)
例規名 根拠条項	南九州市道路占用料徴収条例 第6条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第1項
例規番号	平成19年条例第163号
<p>【基準】</p> <p>第6条並びに準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条及び附則第3項の規定による。</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第6条 督促手数料及び延滞金については,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)によるものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは,当該税外収入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に,その納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ,年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については,年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。</p> <p>2 市長は,納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについて,やむを得ない理由があると認める場合においては,前項の延滞金を免除することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間,第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は,同項の規定にかかわらず,各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には,その年中においては,年14.6パーセントの割合にあっては,その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし,年7.3パーセントの割合にあっては,当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には,年7.3パーセントの割合)とする。</p>	

--

備 考	
--------	--

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 246

担当部署: 建設課

処分の概要	過料(道路占用)
例規名 根拠条項	南九州市道路占用料徴収条例 第8条
例規番号	平成19年条例第163号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第8条 詐欺その他不正の行為により,占用料の徴収を免れた者に対しては,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	占用許可の取消し(道路占用)
例規名 根拠条項	南九州市道路占用規則 第11条
例規番号	平成19年規則第144号
【基準】 第11条の規定による。 (占用許可の取消し) 第11条 市長は、道路占用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用許可の取消しをすることができる。 (1) 許可の条件に違反したとき。 (2) 法令、条例及びこの規則に違反したとき。 (3) 市長が道路管理上又は公益上必要があると認めるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 249

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収(県単急傾斜)
例規名 根拠条項	南九州市県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第4条
例規番号	平成19年条例第19号
【基準】 第4条から第6条までの規定による。 (分担金の納入義務者) 第4条 分担金は,事業の実施により利益を受ける者(以下「分担金納入義務者」という。)から徴収するものとする。 (分担金の総額) 第5条 徴収する分担金の総額は,当該事業に要する総事業費の10パーセントとする。 (分担金の賦課基準) 第6条 前条の規定により徴収する分担金の額は,事業の実施における分担金納入義務者の利益の度合に応じて市長が別に定める。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 251

担当部署: 建設課

処分の概要	督促手数料の徴収(県単急傾斜)
例規名 根拠条項	南九州市県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第11条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条
例規番号	平成19年条例第19号
<p>【基準】</p> <p>第11条及び準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条の規定による。</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第11条 督促手数料及び延滞金については,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)によるものとする。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第3条 督促手数料は,督促状1通について100円とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	延滞金の徴収(県単急傾斜)
例規名 根拠条項	南九州市県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第11条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第1項
例規番号	平成19年条例第19号
<p>【基準】</p> <p>第11条並びに準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条及び附則第3項の規定による。</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第11条 督促手数料及び延滞金については、南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)によるものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは、当該税外収入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。</p> <p>2 市長は、納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金を免除することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	

--

備 考	
--------	--

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	南九州市公営住宅条例 第18条第1項
例規番号	平成19年条例第166号
<p>【基準】</p> <p>第15条,第18条,第38条及び第39条の規定による。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 公営住宅の毎月の家賃は,毎年度,次条第2項の規定により認定された収入の額(同条第3項の規定により更正された場合には,その更正後の収入の額。第29条において同じ。)に基づき,近傍同種の住宅の家賃の額以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし,公営住宅の入居者から次条第1項の収入の申告がない場合において,第35条の規定による請求を行ったにもかかわらず,当該入居者がその請求に応じないときは,当該公営住宅の家賃は,近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は,市長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は,毎年度,政令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第35条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは,第1項の規定にかかわらず,当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は,毎年度,当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件,規模,建設時からの経過年数その他の事項に応じ,かつ,近傍同種の住宅の家賃以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第18条 家賃は,第11条第4項の入居可能日から公営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日,第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日。第31条第1項において同じ。)まで徴収する。</p> <p>2 家賃は,毎月末日(12月分にあつては,翌年の1月4日)までにその月分を納付しなければならない。ただし,月の途中で公営住宅を明け渡す場合は,当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。</p>	

- 3 前項の場合において,当該期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは,これらの日の翌日を当該期限とみなす。
- 4 入居者が新たに公営住宅に入居した場合又は公営住宅を明け渡した場合において,その月の使用期間が1月に満たないときは,その月の家賃は,日割計算による。
- 5 公営住宅の入居者が第40条第1項に規定する手続を経ないで当該公営住宅を立ち退いたときは,第1項の規定にかかわらず,市長が明渡しの日を認定し,その日までの家賃を徴収する。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は,前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において,新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり,当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは,第15条第1項若しくは第4項,第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず,政令第12条に規定するところにより,当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は,法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において,新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり,当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは,第15条第1項若しくは第4項,第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず,政令第12条に規定するところにより,当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収
例規名 根拠条項	南九州市公営住宅条例 第31条第1項
例規番号	平成19年条例第166号
<p>【基準】</p> <p>第31条の規定による。</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第31条 収入超過者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者としての認定に係る期間(当該入居者がその期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 前項の家賃は、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃(第15条第3項の規定により算出した家賃をいう。以下同じ。)以下で、政令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第35条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第15条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 第17条(第1号を除く。)及び第18条第2項から第4項までの規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収
例規名 根拠条項	南九州市公営住宅条例 第33条第1項
例規番号	平成19年条例第166号
<p>【基準】</p> <p>第33条の規定による。</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された公営住宅の入居者は、第15条第1項及び第4項並びに第31条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者がその期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金額に、第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市公営住宅条例 第43条第1項
例規番号	平成19年条例第166号
【基準】 第43条の規定による。 (社会福祉法人等に対する使用料) 第43条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は,毎月,近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額を使用料として支払わなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計額は,前項の市長が定める額を超えてはならない。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し
例規名 根拠条項	南九州市公営住宅条例 第47条
例規番号	平成19年条例第166号
【基準】 第47条の規定による。 (社会福祉法人等に対する使用許可の取消し) 第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、社会福祉法人等に対する使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 266

担当部署: 都市政策課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅の家賃の徴収
例規名 根拠条項	南九州市公営住宅条例 第50条第1項
例規番号	平成19年条例第166号
【基準】 第50条の規定による。 (みなし特定公共賃貸住宅の家賃) 第50条 第48条の規定により使用に供される公営住宅(以下この項及び第52条第3号において「みなし特定公共賃貸住宅」という。)の毎月の家賃は,第15条第1項,第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず,当該みなし特定公共賃貸住宅の入居者の収入を勘案し,かつ,近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。 2 前項の入居者の収入については,第16条の規定を準用する。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については,第15条第3項の規定を準用する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	駐車場の使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市公営住宅条例 第53条第2項
例規番号	平成19年条例第166号
【基準】 第53条の規定による。 (駐車場の使用者資格等) 第53条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として,公営住宅の敷地を使用することができる者は,次の各号のいずれかに該当する者で,自ら使用するのためのものでなければならぬ。 (1) 公営住宅の入居者又は同居者 (2) 第41条第2項の許可を受けた社会福祉法人等 (3) みなし特定公共賃貸住宅の入居者又はその同居者 2 駐車場の使用料は,1台1月当たり520円とする。 3 市長は,特別の事情がある場合において必要があると認めるときは,駐車場の使用料を減額し,若しくは免除し,又はその徴収を猶予することができる。 4 市長は,入居者で組織する団体に管理を委託することができる。 5 前各項に定めるもののほか,駐車場の使用に関し必要な事項は,市長が定める。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市公営住宅条例 第57条
例規番号	平成19年条例第166号
【基準】 第57条の規定による。 第57条 公営住宅の入居者が詐欺その他不正の行為により家賃又は第33条,第41条第3項若しくは同条第4項の金銭の全部又は一部の徴収を免れたときは,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	南九州市一般住宅条例 第17条第1項
例規番号	平成19年条例第167号
<p>【基準】</p> <p>第14条及び第17条の規定による。</p> <p>(家賃)</p> <p>第14条 一般住宅の家賃は、別表のとおりとする。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 家賃は、第10条第4項の入居可能日から一般住宅を明け渡した日(第28条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日、第31条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日)まで徴収する。</p> <p>2 家賃は、毎月末日(12月分にあつては、翌年の1月4日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の中で一般住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、当該期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。</p> <p>4 入居者が新たに一般住宅に入居した場合又は一般住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。</p> <p>5 一般住宅の入居者が第30条第1項に規定する手続を経ないで当該一般住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 275

担当部署: 都市政策課

処分の概要	市内法人に対する使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市一般住宅条例 第33条
例規番号	平成19年条例第167号
【基準】 第33条の規定による。 (市内法人に対する使用料) 第33条 一般住宅を使用している市内法人は、毎月、別表で規定する1戸当たり家賃、第21条第2項に規定する共益費及び第38条第2項に規定する1台1月当たりの駐車場使用料を使用料として支払わなければならない。この場合において、市内法人が一般住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計額は、当該使用料を超えてはならない。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	市内法人に対する使用許可の取消し
例規名 根拠条項	南九州市一般住宅条例 第37条
例規番号	平成19年条例第167号
【基準】 第37条の規定による。 (市内法人に対する使用許可の取消し) 第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市内法人に対する使用許可を取り消すことができる。 (1) 市内法人が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 一般住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	駐車場の使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市一般住宅条例 第38条第2項
例規番号	平成19年条例第167号
<p>【基準】</p> <p>第38条の規定による。</p> <p>(駐車場の使用者資格等)</p> <p>第38条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として、一般住宅の敷地を使用することができる者は、当該入居者又はその同居者であって、自ら使用するのためのものでなければならない。</p> <p>2 駐車場の使用料は、1台1月当たり520円とする。</p> <p>3 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>4 市長は、入居者で組織する団体に管理を委託することができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、駐車場の使用に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 279

担当部署: 都市政策課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市一般住宅条例 第42条
例規番号	平成19年条例第167号
【基準】 第42条の規定による。 第42条 一般住宅の入居者が詐欺その他の不正の行為により家賃又は第31条第3項若しくは同条第4項の金銭の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	南九州市特定公共賃貸住宅条例 第17条第1項
例規番号	平成19年条例第168号
<p>【基準】</p> <p>第14条及び第17条の規定による。</p> <p>(家賃)</p> <p>第14条 特定公共賃貸住宅の家賃は,別表のとおりとする。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 家賃は,第10条第5項の入居可能日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日(第28条第1項の規定による明渡しの請求があったときは,明渡しの期限として市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日,第31条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日)まで徴収する。</p> <p>2 家賃は,毎月末日(12月分にあつては,翌年の1月4日)までにその月分を納付しなければならない。ただし,月の途中で特定公共賃貸住宅を明け渡す場合は,当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において,当該期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは,これらの日の翌日を当該期限とみなす。</p> <p>4 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居した場合又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合において,その月の使用期間が1月に満たないときは,その月の家賃は,日割計算による。</p> <p>5 特定公共賃貸住宅の入居者が第30条第1項に規定する手続を経ないで当該特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは,第1項の規定にかかわらず,市長が明渡しの日を認定し,その日までの家賃を徴収する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 284

担当部署: 都市政策課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市特定公共賃貸住宅条例 第33条第2項
例規番号	平成19年条例第168号
<p>【基準】</p> <p>第33条の規定による。</p> <p>(駐車場の使用者資格等)</p> <p>第33条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として,特定公共賃貸住宅の敷地を使用することができる者は,当該入居者又はその同居者で,自ら使用するのためのものでなければならぬ。</p> <p>2 駐車場の使用料は,1台1月当たり520円とする。</p> <p>3 市長は,特別の事情がある場合において必要があると認めるときは,駐車場の使用料を減額し,若しくは免除し,又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>4 市長は,入居者で組織する団体に管理を委託することができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか,駐車場の使用に関し必要な事項は,市長が定める。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 286

担当部署: 都市政策課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市特定公共賃貸住宅条例 第37条
例規番号	平成19年条例第168号
【基準】 第37条の規定による。 第37条 特定公共賃貸住宅の入居者が詐欺その他の不正の行為により家賃又は第31条第3項若しくは同条第4項の金銭の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	南九州市地域活性化住宅条例 第4条において準用する南九州市一般住宅条例第17条第1項
例規番号	平成19年条例第169号
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第8条並びに準用する南九州市一般住宅条例第17条の規定による。</p> <p>(一般住宅条例の準用)</p> <p>第4条 地域活性化住宅の管理に関し,この条例に定めのない事項については,南九州市一般住宅条例(平成19年南九州市条例第167号)を準用する。</p> <p>(家賃)</p> <p>第8条 地域活性化住宅の家賃は,次のとおりとする。</p> <p>(1) 高校生以下の子が同居する者 月30,000円</p> <p>(2) 前号に掲げる以外の者 月40,000円</p> <p>2 前項の家賃は,前条各号の異動があった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは,その日の属する月)から適用する。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 家賃は,第10条第4項の入居可能日から一般住宅を明け渡した日(第28条第1項の規定による明渡しの請求があったときは,明渡しの期限として市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日,第31条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日)まで徴収する。</p> <p>2 家賃は,毎月末日(12月分にあつては,翌年の1月4日)までにその月分を納付しなければならない。ただし,月の中で一般住宅を明け渡す場合は,当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において,当該期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは,これらの日の翌日を当該期限とみなす。</p> <p>4 入居者が新たに一般住宅に入居した場合又は一般住宅を明け渡した場合において,その月の使用期間が1月に満たないときは,その月の家賃は,日割計算による。</p> <p>5 一般住宅の入居者が第30条第1項に規定する手続を経ないで当該一般住宅を立ち退いたときは,第1項の規定にかかわらず,市長が明渡しの日を認定し,その日までの家賃を徴収する。</p>	

--

備 考	
--------	--

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 291

担当部署: 都市政策課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市地域活性化住宅条例 第14条
例規番号	平成19年条例第169号
【基準】	第14条の規定による。 (罰則) 第14条 地域活性化住宅の入居者が詐欺その他の不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 293

担当部署: 建設課

処分の概要	除去命令(港湾)
例規名 根拠条項	南九州市港湾管理条例 第5条
例規番号	平成19年条例第170号
【基準】 第5条の規定による。 (放置物件の除去命令) 第5条 市長は,港湾区域内又は港湾施設内における放置物件が港湾の使用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは,当該物件の所有者又は占有者に対し,その除去を命ずることができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 295

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料等の徴収(港湾)
例規名 根拠条項	南九州市港湾管理条例 第8条第1項
例規番号	平成19年条例第170号
【基準】	<p>第7条及び第8条の規定による。</p> <p>(施設の使用許可)</p> <p>第7条 港湾施設を使用しようとする者は,市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が,その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)から使用料を,法第37条第1項第1号又は第2号の行為の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)から占用料又は土砂採取料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料,占用料又は土砂採取料(以下「使用料等」という。)の額は,別表第2から別表第4までのとおりとする。</p> <p>3 前項の使用料等の額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除く。)に消費税法に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額を徴収する。</p> <p>4 前項で算出された徴収すべき1件当たりの使用料等の額(以下,「納付額」という。)に1円未満の端数があるときは,その端数を切り捨てた額とする。</p> <p>5 前項で算出された1件当たりの納付額が100円未満のときは,100円とする。</p> <p>6 使用者及び占用者等は,納付額を前納しなければならない。ただし,市長が特に認めた場合は,この限りでない。</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 298

担当部署: 建設課

処分の概要	使用許可の取消し等(港湾)
例規名 根拠条項	南九州市港湾管理条例 第13条
例規番号	平成19年条例第170号
【基準】 第13条の規定による。 (許可の取消し等) 第13条 次の各号のいずれかに該当するときは,市長は,その使用の許可の取消し,使用の制限,使用場所の変更,施設物の撤去又はその他必要な措置を命ずることができる。 (1) 使用者(第3条ただし書の規定により許可を受けた者を含む。以下同じ。)が,この条例又はこの条例に基づく市長の命令に違反したとき。 (2) 使用者が虚偽又は不正の手段により許可を受けたとき。 (3) 港湾工事のため必要があるとき。 (4) 公益上又は管理上市長が必要と認めたとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	過料(港湾)
例規名 根拠条項	南九州市港湾管理条例 第18条及び第19条
例規番号	平成19年条例第170号
<p>【基準】</p> <p>第18条及び第19条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 第3条,第7条若しくは第15条の規定に違反し,又は第5条若しくは第13条の規定による命令に違反した者は,5万円以下の過料に処する。</p> <p>第19条 詐欺その他不正の行為により,使用料の徴収を免れた者に対しては,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 300

担当部署: 建設課

処分の概要	過怠金の徴収(港湾)
例規名 根拠条項	南九州市港湾管理条例 第20条
例規番号	平成19年条例第170号
【基準】 第20条の規定による。 (過怠金) 第20条 詐欺その他不正の行為により占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者については,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	南九州市図書館条例 第7条 南九州市図書館条例施行規則 第9条
例規番号	平成19年条例第180号 平成19年教育委員会規則第23号
【基準】 第7条及び南九州市図書館条例施行規則第9条の規定による。 (利用の制限) 第7条 図書館職員の指示に従わない者に対しては,図書館資料及び施設の利用を制限し, 又は禁止することができる。 (入館者の制限) 第9条 館長は,次の各号に掲げる者に対しては入館を拒否し,又は退館を命ずる。 (1) 館内で風紀を乱し,又は静粛を害する者若しくはそのおそれのある者 (2) 職員等の指示に従わない者 (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者	
備考	

reiki_0304.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

担当部署: 文化財課

処分の概要	観覧料の徴収
例規名 根拠条項	ミュージアム知覧条例 第7条
例規番号	平成19年条例第181号
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(観覧料)</p> <p>第7条 観覧者は、別表第1に定める観覧料を入館時に前納しなければならない。ただし、特別な理由があると認めるときは、これを後納することができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	----------	---------	----------

処分の概要	観覧及び使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	ミュージアム知覧条例 第12条
例規番号	平成19年条例第181号
<p>【基準】</p> <p>第12条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (観覧及び使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧及び施設等の使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 観覧者又は施設等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和5年4月1日
--------------	----------	----------------	----------

ID: 310

担当部署: 文化財課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	ミュージアム知覧条例 第13条
例規番号	平成19年条例第181号
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、特別な理由があると認めるときは、これを後納することができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	----------	---------	----------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市文化会館条例 第7条第2項(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第182号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の不許可等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化会館の使用を許可しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他文化会館の管理上支障があると認められるとき。 <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 使用者が、許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 <p>3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0316.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市文化会館条例 第10条第1項
例規番号	平成19年条例第182号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 使用料は,別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>2 使用者は,前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし,規則で定める場合は,後納することができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	南九州市文化会館条例 第16条(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第182号
【基準】 第16条の規定による。 (入館の制限) 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者 (3) 前2号に掲げる者のほか、文化会館の管理上支障を及ぼすと認められるもの	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 322

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市文化会館条例 第23条
例規番号	平成19年条例第182号
<p>【基準】</p> <p>第23条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第6条の規定に基づく許可を受けずに使用した者又は使用条件に違反して使用した者</p> <p>(2) 第8条又は第14条の規定に違反した者</p> <p>(3) 第7条第2項の規定に基づく使用の中止命令に違反した者</p> <p>2 市長は、詐欺その他不正な行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市手蓑研修館条例 第5条第2項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第185号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用の不許可等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修館の使用を許可しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他研修館の管理上支障があると認められるとき。 <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 <p>3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0324.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市手蓑研修館条例 第8条
例規番号	平成19年条例第185号
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 研修館の使用料は,別表に定めるとおりとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 329

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	南九州市手蓑研修館条例 第14条(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成19年条例第185号
【基準】 第14条の規定による。 (入館の制限) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。 (1) 感染症の疾病患者 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げるもののほか、研修館の管理に支障を及ぼすと認められる者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市市民交流センターひまわり館条例 第9条第2項(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成21年条例第22号
<p>【基準】</p> <p>第9条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の不許可等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ひまわり館の使用を許可しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他ひまわり館の管理上支障があると認められるとき。 <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 <p>3 前項の規定に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市は賠償の責めを負わない。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0331.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 332

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市市民交流センターひまわり館条例 第10条第1項
例規番号	平成21年条例第22号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 ひまわり館の使用料は,別表のとおりとする。</p> <p>2 使用者は,前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認める場合は,この限りでない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 336

担当部署: まちづくり推進課

処分の概要	退館命令等
例規名 根拠条項	南九州市市民交流センターひまわり館条例 第17条(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成21年条例第22号
【基準】 第17条の規定による。 (入館の制限) 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者 (3) その他施設等の管理上支障を及ぼすと認められる者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	退室命令等
例規名 根拠条項	南九州市市民交流センターひまわり館図書室管理運営規則 第10条
例規番号	平成21年規則第37号
【基準】 第10条の規定による。 (入室者の制限) 第10条 室長は,次の各号に掲げる者に対しては入室を拒否し,又は退室を命ずる。 (1) 室内で風紀を乱し,又は静粛を害する者若しくはそのおそれがある者 (2) 職員等の指示に従わない者 (3) その他図書室の管理上支障があると認められる者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市B & G海洋センター条例 第7条第2項
例規番号	平成19年条例第188号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用の制限及び取消し等)</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物及び附属備品等を損傷し、又は水質を汚濁するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他管理者が管理上支障があると認められるとき。</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者が許可の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又は管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 市又は市の機関において特に必要が生じたとき。</p> <p>3 前項第1号及び第2号の規定により、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても市はその損害の責任を負わないものとする。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

reiki_0339.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市B & G海洋センター条例 第9条第1項
例規番号	平成19年条例第188号
【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 使用者に対しては、別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部の額を還付することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。 (2) 第7条第2項第3号の規定により許可を取り消したとき。 (3) 使用開始前に許可の取り消し、又は許可の条件の変更を申し出て、管理者がこれを認めたとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	退所命令等
例規名 根拠条項	南九州市B & G海洋センター条例 第13条
例規番号	平成19年条例第188号
【基準】 第13条の規定による。 (入所の制限) 第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒絶し、又は退所を命ずることができる。 (1) 保護者又は成年者の同伴のない就学前の幼児 (2) 感染症の疾患を有している者 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者 (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、及び乱すおそれがあると認められる者 (5) その他建物又は設備等の管理上支障があると認められる者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第9条
例規番号	平成19年教育委員会規則第30号
<p>【基準】</p> <p>第9条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(取消し又は中止)</p> <p>第9条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は管理指導員の指示に従わない利用者に対してはその利用の取り消し、又は中止を命ずるものとする。</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例 第2条第1項
例規番号	平成19年条例第189号
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 照明施設を使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市若しくは市の機関が使用する時、又は市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める使用料(以下「使用料」という。)は、前納するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	現状変更等の許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市文化財保護条例 第10条第3項
例規番号	平成19年条例第190号
【基準】 第10条の規定による。 (現状変更等の制限) 第10条 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し,又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは,市長の許可を受けなければならない。ただし,現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合,保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は,この限りでない。 2 市長は,前項の許可を与える場合は,その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは,市長は,許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ,又は許可を取り消すことができる。 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより,又は第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては,市は,その通常生ずべき損失を補償する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	----------	---------	----------

処分の概要	現状変更行為の許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市伝統的建造物群保存地区保存条例 第8条
例規番号	平成19年条例第192号
【基準】 第8条の規定による。 (許可の取消し等) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を採ることを命ずることができる。 (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	----------	---------	----------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市顛娃歴史民俗資料館条例 第8条
例規番号	平成19年条例第193号
<p>【基準】</p> <p>第8条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、使用の許可を取り消し、制限し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者</p> <p>(2) その他管理上支障があると認められる者</p> <p>(市が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	----------	---------	----------

ID: 356

担当部署: 文化財課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市顛娃歴史民俗資料館条例 第13条
例規番号	平成19年条例第193号
【基準】 第13条の規定による。 (罰則) 第13条 歴史民俗資料館の施設,設備,展示物及び収蔵物を故意若しくは重大な過失により損壊し,又は許可を得ないで使用した者を,5万円以下の過料に処する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-------	----------	---------	----------

処分の概要	料金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市給水条例 第25条第1項
例規番号	平成19年条例第197号
<p>【基準】</p> <p>第25条及び第26条の規定による。</p> <p>(料金の支払義務)</p> <p>第25条 水道料金(以下「料金」という。)は,水道使用者等又は代理人から徴収する。</p> <p>2 共用給水装置によって水道を使用する者は,料金の納入については,連帯責任を負うものとする。</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 料金の額は,別表第1により算定した基本料金と従量料金の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは,その端数を切り捨てた額)とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	給水負担金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市給水条例 第33条
例規番号	平成19年条例第197号
<p>【基準】</p> <p>第33条の規定による。</p> <p>(給水負担金)</p> <p>第33条 給水装置の新設又は改造の工事を行おうとする者は、当該工事に係る給水管に設置されるメーターの口径により、別表第2に定める額に消費税額及び地方消費税額を加えた額の給水負担金を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の給水負担金の額は、新メーターの口径に係る同表に定める負担金の額と旧メーターの口径に係る同表に定める負担金の額との差額とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市給水条例 第34条
例規番号	平成19年条例第197号
<p>【基準】</p> <p>第34条の規定による。</p> <p>(手数料)</p> <p>第34条 手数料は,次の各号の区別により申込者から申込みの際徴収する。ただし,管理者が特に認めたときは,申込後徴収することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による指定をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(2) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 第7条第2項の規定による設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(4) 第7条第2項の規定による工事の検査をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(5) 第21条の規定による私設消火栓使用の立会いをするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(6) その他証明書 1件につき 200円</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市給水条例 第43条及び第44条
例規番号	平成19年条例第197号
<p>【基準】</p> <p>第43条及び第44条の規定による。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者(2) 第4条の承認を受けないで工事をした者(3) 正当な理由がなく第18条第2項のメーターの設置、第27条第1項の使用水量の計量、第36条の検査又は第38条の給水の停止を拒み著しく妨げた者(4) 第25条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正の行為をした者 <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第44条 管理者は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	指定の取消し
例規名 根拠条項	南九州市指定給水装置工事事業者規程 第8条
例規番号	平成19年水道事業管理規程第13号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。(4) 第12条各項の規定に違反したとき。(5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。(6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。(7) 第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 368

担当部署: 水道課

処分の概要	指定の停止
例規名 根拠条項	南九州市指定給水装置工事事業者規程 第9条
例規番号	平成19年水道事業管理規程第13号
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(指定の停止)</p> <p>第9条 前条各号に該当する場合において,指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは,管理者は指定の取消しに替えて,6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 369

担当部署: 企画課

処分の概要	料金の徴収
例規名 根拠条項	三本松工業団地水道条例 第10条
例規番号	平成19年条例第198号
<p>【基準】</p> <p>第10条及び第11条の規定による。</p> <p>(料金の支払義務)</p> <p>第10条 水道料金(以下「料金」という。)は,水道使用者等から徴収する。</p> <p>(料金)</p> <p>第11条 料金は,別表により算定した基本料金と従量料金の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは,その端数を切り捨てた額)とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	三本松工業団地水道条例 第16条において準用する南九州市給水条例第34条
例規番号	平成19年条例第198号
【基準】	<p>第16条及び準用する南九州市給水条例第34条の規定による。</p> <p>(手数料)</p> <p>第16条 手数料に関しては,給水条例第34条の規定を準用する。</p> <p>(手数料)</p> <p>第34条 手数料は,次の各号の区別により申込者から申込みの際徴収する。ただし,管理者が特に認めたときは,申込後徴収することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による指定をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(2) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 第7条第2項の規定による設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(4) 第7条第2項の規定による工事の検査をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(5) 第21条の規定による私設消火栓使用の立会いをするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(6) その他証明書 1件につき 200円</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	三本松工業団地水道条例 第22条及び第23条において準用する南九州市給水条例第43条及び第44条
例規番号	平成19年条例第198号
【基準】	<p>第22条及び第23条並びに準用する南九州市給水条例第43条及び第44条の規定による。 (過料)</p> <p>第22条 過料に関しては,給水条例第43条の規定を準用する。 (料金等を免れた者に対する過料)</p> <p>第23条 料金等を免れた者に対する過料に関しては,給水条例第44条の規定を準用する。 (過料)</p> <p>第43条 管理者は,次の各号のいずれかに該当する者に対し,5万円以下の過料に処する。 (1) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (2) 第4条の承認を受けないで工事をした者 (3) 正当な理由がなくて第18条第2項のメーターの設置,第27条第1項の使用水量の計量,第36条の検査又は第38条の給水の停止を拒み著しく妨げた者 (4) 第25条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正の行為をした者 (料金等を免れた者に対する過料)</p> <p>第44条 管理者は,詐欺その他不正の行為によって第25条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し,徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市下水道条例 第16条
例規番号	平成19年条例第157号

【基準】

第16条及び第17条の規定による。

(使用料の徴収)

第16条 管理者は,下水道の使用について,使用者から排除汚水量に応じて下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

(使用料の額)

第17条 使用料は1月について,次の表に定めるところにより算定した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは,その端数を切り捨てた額)とする。

種別	区分	排除汚水量	金額
一般汚水	基本料金		500円
	従量料金 (1m ³ につき)	10m ³ まで	55円
		10m ³ を超え20m ³ まで	85円
		20m ³ を超える分	115円
公衆浴場(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可を受けたものをいう。)	基本料金	10m ³ まで	900円
	従量料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超える分	15円

使用料算定の特例

- 1 使用水の一部が井戸,タンク等の水道水以外の場合は,上記料金に管理者が認定する額を加算する。
- 2 水道水の一部を畜産等の生活用水以外に使用している場合は,上記料金から管理者が認定した額を減ずる。

備 考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	改善命令
例規名 根拠条項	南九州市下水道条例 第24条
例規番号	平成19年条例第157号
<p>【基準】</p> <p>第24条の規定による。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第24条 管理者は,下水道の管理上必要があると認めるときは,排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し,期限を定めて,排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	占用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市下水道条例 第28条第1項
例規番号	平成19年条例第157号
<p>【基準】</p> <p>第28条の規定による。</p> <p>(占用料)</p> <p>第28条 管理者は,前条の占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から占用料を徴収する。ただし,次の各号に掲げる占用物件については,この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 下水道に下水を排除することを目的とする占用物件(2) 道路法(昭和27年法律第180号)第35条に規定する事業に係る占用物件(3) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の事業に係る占用物件(4) 前号に定める事業以外の地方公共団体の事業に係る占用物件(5) 通路を設けるために必要な排水設備の上部を利用することを目的とする占用物件(6) 街路灯又は安全灯の設置に係る占用物件(7) 水管,ガス管の各戸引込管及びかんがい施設の設置に係る占用物件(8) 前各号のほか,管理者が特に必要があると認めた占用物件 <p>2 前項の占用料の額及び徴収方法については,南九州市道路占用料徴収条例(平成19年南九州市条例第163号)の規定の例による。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	占用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市下水道条例 第30条第1項
例規番号	平成19年条例第157号
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、若しくはその許可条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、物件の除去若しくは原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規程の規定又は許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 下水道の管理上又は公益上やむを得ないとき。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による処分(前項第3号に掲げる事由に基づく処分を除く。)によって使用者に損害を及ぼすことがあってもその責めを負わない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市下水道条例 第36条から第38条まで
例規番号	平成19年条例第157号
<p>【基準】</p> <p>第36条から第38条までの規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は,5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第7条の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 第8条の規定に違反して,排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3) 排水設備等の新設等を行って第9条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(4) 第10条から第13条までの規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第14条,第15条第1項若しくは第2項又は第25条の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第21条第1項の規定による計量装置の取付けを拒否し,又は妨げた者</p> <p>(7) 第23条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し,又は怠った者</p> <p>(8) 第31条第1項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(9) 第7条第1項又は第25条の規定による申請書若しくは書類又は第7条第2項,第14条,第15条第1項若しくは第2項の規定による届出書又は第20条第1項第3号の規定による申告書又は第23条の規定による資料で,不実の記載のあるものを提出した申請者,届出者,申告者又は資料の提出者</p> <p>第37条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者については,その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関して,前2条の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人又は人に対しても,各本条の過料に処する。</p>	

備 考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	督促手数料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市下水道及び農業集落排水受益者負担金条例 第10条第2項
例規番号	平成19年条例第159号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(督促)</p> <p>第10条 受益者が納期限までに負担金を完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により督促状を発した場合においては、南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)第3条の規定により督促手数料を徴収する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市下水道及び農業集落排水受益者負担金条例 第11条第1項
例規番号	平成19年条例第159号
<p>【基準】</p> <p>第11条及び附則第3項の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第11条 管理者は,第6条第2項による納付期限までに負担金を納付しない者があるときは,当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については,年7.25パーセント)の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 管理者は,受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについて,やむを得ない理由があると認めた場合は,前項の規定による延滞金を減額し,又は免除することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間,第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は,同項の規定にかかわらず,各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には,その年中においては,年14.5パーセントの割合にあっては年その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし,年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には,年7.25パーセントの割合)とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市農業集落排水処理施設条例 第10条第1項
例規番号	平成19年条例第161号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は,南九州市農業集落排水処理施設使用料(以下「使用料」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 使用料の額は,南九州市下水道条例(平成19年南九州市条例第157号)第17条の規定の例による。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 393

担当部署: 水道課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市農業集落排水処理施設条例 第14条
例規番号	平成19年条例第161号
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第14条 使用者が納入期限までに使用料を完納しない場合における督促手数料及び延滞金の徴収は,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)の規定を準用する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	督促手数料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市下水排水路整備事業分担金徴収条例 第7条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条
例規番号	平成19年条例第162号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条の規定による。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第7条 督促及び延滞金については,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)を適用する。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第3条 督促手数料は,督促状1通について100円とする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	南九州市下水排水路整備事業分担金徴収条例 第7条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第1項
例規番号	平成19年条例第162号
<p>【基準】</p> <p>第7条並びに準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条及び附則第3項の規定による。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第7条 督促及び延滞金については,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)を適用する。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは,当該税外収入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に,その納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ,年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については,年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。</p> <p>2 市長は,納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについて,やむを得ない理由があると認める場合においては,前項の延滞金を免除することができる。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間,第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は,同項の規定にかかわらず,各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には,その年中においては,年14.6パーセントの割合にあっては,その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし,年7.3パーセントの割合にあっては,当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には,年7.3パーセントの割合)とする。</p>	

--

備 考	
--------	--

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	繰上償還命令
例規名 根拠条項	南九州市地域総合整備資金貸付要綱 第13条
例規番号	平成20年告示第25号
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。</p> <p>(繰上償還)</p> <p>第13条 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 借入人が市の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。 (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。 (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。 (4) 借入人が貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。 (5) 借入人が支払いを停止したとき又は借入人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。 (6) 借入人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 (7) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。 (8) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。 (9) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。 (10) 借入人が解散したとき。 (11) 保証人が第5号、第6号、又は前3号に定める事由の一に該当したとき。 (12) 前各号のほか、市において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。 	
備考	

reiki_0399.docx

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	決定の取消し
例規名 根拠条項	南九州市地域総合整備資金貸付要綱 第17条第1項
例規番号	平成20年告示第25号
【基準】 第17条の規定による。 (事情変更による決定の取消) 第17条 市は,地域総合整備資金の貸付決定をした場合において,貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは,貸付決定を取り消すことができる。 2 市は,前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって,財団の意見を参考とすることとする。 3 前条の規定は,第1項の処分をした場合について準用する。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 403

担当部署: 財政課

処分の概要	入札参加資格の取消し
例規名 根拠条項	南九州市建設工事等入札参加資格審査要綱 第9条
例規番号	平成19年告示第25号
【基準】 第9条の規定による。 (資格の取消し) 第9条 入札参加資格を認められた者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。 (1) 入札参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実の記載をしなかったとき。 (2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査に係る申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、経営事項審査の結果の通知を受けたとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	入札参加資格の取消し
例規名 根拠条項	南九州市物品購入等に係る指名競争入札等参加資格審査要綱 第6条
例規番号	平成23年告示第41号
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第6条 市長は、第4条の規定により資格を有すると決定された者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったと判明した場合は、その者の資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当すると市長が認めた者</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な方法により資格を得た者</p> <p>(3) 経営状態が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者</p> <p>(4) その他市長が契約の相手方として不相当であると認めた者</p> <p>2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、遅滞なく資格を取り消された者に通知するものとする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 409-1

担当部署: こども未来課

処分の概要	請求権取消し等
例規名 根拠条項	南九州市成年後見人等報酬助成要綱 第8条
例規番号	平成19年告示第30号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (請求権の取消し等)</p> <p>第8条 報酬の助成を申請し,受給した者が次の各号のいずれかに該当するときは,その請求権を取り消し,助成を停止し,又は報酬の助成の額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 虚偽の申請のその他不正の手段によって報酬の助成を受け,又は受けようとしたとき。</p> <p>(2) 成年後見人等を解任したとき。</p>	
備考	
<p>【共通担当部署】</p> <p>福祉課</p>	

長寿介護課

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 409-2

担当部署: 長寿介護課

処分の概要	請求権取消し等
例規名 根拠条項	南九州市成年後見人等報酬助成要綱 第8条
例規番号	平成19年告示第30号
【基準】 第8条の規定による。 (請求権の取消し等) 第8条 報酬の助成を申請し,受給した者が次の各号のいずれかに該当するときは,その請求権を取り消し,助成を停止し,又は報酬の助成の額の全部又は一部を返還させるものとする。 (1) 虚偽の申請のその他不正の手段によって報酬の助成を受け,又は受けようとしたとき。 (2) 成年後見人等を解任したとき。	
備考	
【共通担当部署】 福祉課	

長寿介護課

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	解嘱
例規名 根拠条項	南九州市児童扶養手当の支給に関する嘱託医の設置要綱 第10条
例規番号	平成19年告示第42号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(解嘱)</p> <p>第10条 市長は、嘱託医が次の各号のいずれかに該当すると認めるに至ったときは、委嘱期間内であっても、当該委嘱を解くことができる。</p> <p>(1) 嘱託医として不適當と認められる行為をした場合</p> <p>(2) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適さなくなった場合</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	支給の停止
例規名 根拠条項	南九州市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程 第16条
例規番号	平成19年訓令第23号
【基準】 第16条の規定による。 (支給の停止) 第16条 第14条又は前条の規定による審査の結果、支給の停止を決定したときは、次により処理するものとする。 (1) 所得状況届又は現況届の審査欄に所得制限該当の旨を記入すること。 (2) 受給者台帳の所得状況欄に所要事項を記入するとともに、手当支払記録の支給停止期間に係る支払額欄に「0」と記入すること。 (3) 支給停止に係る当該受給者台帳を支給停止簿に編入すること。 (4) 障害児福祉手当支給停止通知書、特別障害者手当支給停止通知書又は経過的福祉手当支給停止通知書(第10号様式。以下「支給停止通知書」という。)を当該受給資格者に交付すること。 (5) 受付処理簿の処理経過欄に支給停止の旨及び支給停止通知書の交付年月日を記入すること。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	解嘱
例規名 根拠条項	南九州市特別障害者手当等の支給に関する嘱託医の設置要綱 第10条
例規番号	平成19年告示第43号
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(解嘱)</p> <p>第10条 市長は、嘱託医が次の各号のいずれかに該当すると認めるに至ったときは、委嘱期間内であっても、当該委嘱を解くことができる。</p> <p>(1) 嘱託医として不適當と認められる行為をした場合</p> <p>(2) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適さなくなった場合</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 422

担当部署: 福祉事務所

処分の概要	支給決定の取消し
例規名 根拠条項	南九州市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第8条第1項
例規番号	平成19年告示第45号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(支給決定の取消し)</p> <p>第8条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消すとともに、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知するものとする。</p> <p>2 前項に規定する支給決定の取消しをしたときは、当該取消しの日の属する月分から給付金を支給しない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 423

担当部署: 福祉事務所

処分の概要	訓練促進費等の返還
例規名 根拠条項	南九州市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第9条
例規番号	平成19年告示第45号
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(職業訓練費等の返還)</p> <p>第9条 市長は、偽りその他不正の手段により職業訓練費等の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する全部をその者から返還させることができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 428

担当部署: 長寿介護課

処分の概要	措置廃止
例規名 根拠条項	南九州市老人福祉法施行細則 第3条
例規番号	平成19年規則第71号
【基準】 第3条の規定による。 (居宅における介護等措置決定通知書) 第3条 所長は,法第10条の4第1項又は第2項の措置を開始し,又は変更したとき及び措置の廃止又は停止を行ったときは,在宅被措置者に対し通知するものとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 432

担当部署: 長寿介護課

処分の概要	給付の取消し
例規名 根拠条項	南九州市在宅高齢者緊急通報システム事業実施要綱 第9条第1項
例規番号	平成19年告示第50号
【基準】 第9条の規定による。 (利用の取消し) 第9条 市長は利用者が次のいずれかに該当するときは,利用を取消し,通報機器の返還を命ずることができる。 (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をするなど,不正に通報システムの給付を受けたとき。 (2) 通報システムを他の用途に使用したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか,この告示に違反したとき。 2 前項の規定により,利用の取消しをするときは,通報システム利用取消通知書(第6号様式)により,利用者に通知するものとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 433

担当部署: 長寿介護課

処分の概要	通報機器の返還
例規名 根拠条項	南九州市在宅高齢者緊急通報システム事業実施要綱 第9条第1項
例規番号	平成19年告示第50号
【基準】 第9条の規定による。 (利用の取消し) 第9条 市長は利用者が次のいずれかに該当するときは,利用を取消し,通報機器の返還を命ずることができる。 (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をするなど,不正に通報システムの給付を受けたとき。 (2) 通報システムを他の用途に使用したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか,この告示に違反したとき。 2 前項の規定により,利用の取消しをするときは,通報システム利用取消通知書(第6号様式)により,利用者に通知するものとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	利用の廃止
例規名 根拠条項	南九州市生活支援ハウス運営事業実施要綱 第9条第1項
例規番号	平成19年告示第59号
【基準】 第9条の規定による。 (利用の廃止) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を廃止することができる。 (1) 申請者が虚偽の申請その他不正な手段により事業の利用の決定を受けたとき。 (2) 利用者が施設を利用する必要がなくなったとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業を利用することが不相当と認めるとき。 2 市長は、前項の規定により事業の利用を廃止したときは、生活支援ハウス利用廃止通知書(第8号様式)により利用者及び受託者に通知するものとする。 3 受託者は、第1項第2号の規定により、利用者が事業の利用を廃止する必要が生じたと認めるときは、利用者状況変更届(第9号様式)を市長に届け出なければならない。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 440

担当部署: 長寿介護課

処分の概要	請求権の取消等
例規名 根拠条項	南九州市在宅高齢者介護慰労金支給要綱 第8条第1項
例規番号	平成20年告示第35号
【基準】 第8条の規定による。 (請求権の取消し等) 第8条 市長は、慰労金支給の認定後、介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は支給を停止し、若しくは支給した慰労金の全部若しくは一部を返還させるものとする。 (1) 虚偽の申請その他の不正な手段によって慰労金の支給を受け、又は受けようとしたとき。 (2) 介護を怠っているとき。 (3) ねたきり高齢者等が入院し、又は施設に入所したとき。 (4) この告示に違反したとき。 2 前項による取消し、停止及については、在宅高齢者介護慰労金取消し等通知書(第4号様式)による。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 451

担当部署: こども未来課

処分の概要	介護給付費の支給決定の取消し
例規名 根拠条項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第10条
例規番号	平成19年規則第78号
【基準】 第10条の規定による。 (介護給付費の支給決定等の取消しによる通知) 第10条 省令第20条第1項又は第34条の49第1項の規定による支給決定等の取消しにより受給者証の返還を求める通知は,支給決定取消通知書(第10号様式)により行うものとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 456

担当部署: こども未来課

処分の概要	計画相談支援給付費の取消し
例規名 根拠条項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第19条
例規番号	平成19年規則第78号
【基準】 第19条の規定による。 (計画相談支援給付費の支給の取消しによる通知) 第19条 省令第34条の55第2項の規定による計画相談支援給付費の支給決定の取消しにより受給者証の提出を求める通知は,計画相談支援給付費支給決定取消通知書(第19号様式)により行うものとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 460

担当部署: こども未来課

処分の概要	特定障害者特別給付費等の支給の取消し
例規名 根拠条項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第26条
例規番号	平成19年規則第78号
【基準】 第26条の規定による。 (特定障害者特別給付費等の支給の取消しによる通知) 第26条 省令第34条の6第2項の規定による特定障害者特別給付費等の支給の取消しにより受給者証の返還を求める通知は,特定障害者特別給付費等取消通知書(第26号様式)により行うものとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 465

担当部署: こども未来課

処分の概要	自立支援医療(更生医療・育成医療)支給認定の取消し
例規名 根拠条項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第36条
例規番号	平成19年規則第78号
【基準】	<p>第36条の規定による。</p> <p>(支給認定の取消しによる通知等)</p> <p>第36条 省令第49条の規定による支給認定の取消しにより医療受給者証の返還を求める通知は,更生医療にあつては自立支援医療(更生医療)支給認定取消通知書(第41号様式)により,育成医療にあつては自立支援医療(育成医療)支給認定取消通知書(第42号様式)により行うものとする。</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	利用の取消し
例規名 根拠条項	南九州市地域活動支援センター機能強化事業(Ⅱ型)実施要綱 第8条
例規番号	平成19年告示第61号
【基準】 第8条の規定による。 (利用の取消し) 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業決定取消通知書(第4号様式)により、第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。 (1) この事業の対象者でなくなった場合 (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が利用を不相当と認めた場合	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 478

担当部署: こども未来課

処分の概要	助成金の額の返還
例規名 根拠条項	南九州市児童デイサービス利用者負担額助成実施要綱 第8条
例規番号	平成20年告示第23号
【基準】 第8条の規定による。 (助成金の額の返還) 第8条 市長は、事業者又は対象者が、虚偽又は不正な手続きにより助成を受けたものと認めるときは、助成額の全部又は一部を取り消し、返還を求めることができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	用具の給付の取消し
例規名 根拠条項	南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 第11条第1項
例規番号	平成23年告示第184号
【基準】 第11条の規定による。 (用具の給付の取消し) 第11条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、用具の給付の決定を取り消すことができる。 (1) 前条の規定に反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により用具の給付の決定を受けたとき。 2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付取消通知書(第7号様式)により給付決定者に通知するものとする。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 485

担当部署: こども未来課

処分の概要	登録の取消し
例規名 根拠条項	南九州市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱 第7条第1項
例規番号	平成19年告示第67号
【基準】	<p>第7条の規定による。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。(2) 補装具業者が不正の手段により、第3条の規定による登録を受けたとき。(3) 登録事業者が、前条の規定による報告等に応じず、又は虚偽の報告等をしたとき。 <p>2 市長は、前項の規定により補装具業者の登録を取り消したときは、補装具業者登録取消通知書(第6号様式)により、当該補装具業者に通知するものとする。</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 486

担当部署: こども未来課

処分の概要	不正利得の徴収等
例規名 根拠条項	南九州市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱 第11条
例規番号	平成19年告示第67号
【基準】 第11条の規定による。 (不正利得の徴収等) 第11条 市長は、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	支給の取り消し
例規名 根拠条項	南九州市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度実施要綱 第6条
例規番号	平成21年告示第135号
【基準】 第6条の規定による。 (支給の取消し) 第6条 市長は、世帯主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出産育児一時金の支給の決定を取り消し、又は既に支給済みの場合にあつてはこれを返還させるものとする。 (1) 出産した者が出産日に本市の国民健康保険の被保険者資格を喪失していたとき。 (2) 虚偽その他の不正な申請・請求により出産育児一時金の支給を受けたとき。 (3) その他市長が出産育児一時金を支給することが不適當であると認めるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	指定指導者等の取消し
例規名 根拠条項	南九州市母子保健法施行細則 第3条第5項
例規番号	平成24年規則第31号
【基準】	<p>第3条の規定による。</p> <p>(指定指導者の指定手続き等)</p> <p>第3条 市長は、指定指導者を指定する場合は、保健指導等を行うことについて、病院、診療所又は助産所の開設者の同意を得た医師、歯科医師、助産師、保健師その他の者の申請に基づいて指定する。この場合において、市長は、保健指導等の種別を区分して指定するものとする。</p> <p>2 医師、歯科医師、助産師、保健師その他の者が前項に規定する申請をする場合は、保健指導等指定指導者の指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、指定指導者を指定したときは、指定指導者名簿に記載し、保健指導等指定指導者証(第2号様式)を交付するものとする。</p> <p>4 指定指導者は、指定を辞退しようとするときは、保健指導等指定指導者の指定取消申請書(第3号様式)に保健指導等指定指導者証を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、指定指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、助産師、保健師その他の者としての業務を休止し、又は廃止したとき。</p> <p>(2) 住所の変更等の理由により保健指導等の業務ができなくなったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、特別の理由があるとき。</p>
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 504

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	特定不妊治療費助成金の返還
例規名 根拠条項	南九州市特定不妊治療費助成事業実施要綱 第8条
例規番号	平成25年告示第9号
【基準】 第8条の規定による。 (助成金の返還) 第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 505

担当部署: 防災安全課

処分の概要	解嘱
例規名 根拠条項	南九州市交通安全協力員の設置及び運営に関する要綱 第5条
例規番号	平成19年告示第84号
【基準】 第5条の規定による。 (解嘱) 第5条 市長は、協力員に次に定める事由が生じたときは、協力員を解嘱できるものとする。 (1) 第3条に定める要件を欠くとき。 (2) 協力員から辞退の申出があったとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 515

担当部署: 水道課

処分の概要	契約の解除
例規名 根拠条項	南九州市公営企業量水器等検針業務事務委託に関する規程 第12条
例規番号	平成19年水道事業管理規程第11号
【基準】 第12条の規定による。 (契約の解除) 第12条 管理者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。 (1) 第3条に掲げる資格を有しなくなったとき。 (2) 市に重大な損害を与えたとき。 (3) 故意に第8条に規定する届出義務を怠ったとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が不適當と認めるとき。	
備考	

設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 519

担当部署: 議会事務局

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	南九州市議会の個人情報の保護に関する条例 第56条
例規番号	令和5年条例第1号
【基準】 第56条の規定による。 第56条 偽りその他不正の手段により,第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は,5万円以下の過料に処する。	
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市地域子育て交流館条例 第7条第1項(第17条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	令和4年条例第23号

【基準】

第7条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が管理上又は公益上必要と認めたとき。

2 前項の規定により、市長が交流館の使用を停止させ、又は使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(市が設置した公の施設の使用の不承認等)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

備考

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 522

担当部署: こども未来課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市地域子育て交流館条例 第8条第1項
例規番号	令和4年条例第23号
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 第5条の手続により施設の使用許可を受けた使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p>	
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 526

担当部署: こども未来課

処分の概要	措置命令
例規名 根拠条項	南九州市地域子育て交流館条例 第13条(第17条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	令和4年条例第23号
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。</p> <p>(必要措置の命令等)</p> <p>第13条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市シェアサイクル等の設置に関する条例 第6条第2項(第12条第2項において読み替える場合を含む。)
例規番号	令和4年条例第14号

【基準】

第6条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。

(使用の不許可等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、シェアサイクル等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (4) その他シェアサイクル等の管理上支障が認められるとき。

2 市長は、前条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。

3 前項の規定に基づく処分によって使用者に損害が生じても、市は賠償の責めを負わない。

(市が設置した公の施設の使用の不承認等)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

備考

reiki_0529.docx

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 530

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市シェアサイクル等の設置に関する条例 第7条
例規番号	令和4年条例第14号
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 シェアサイクル等の使用料は,別表のとおりとする。	
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 532

担当部署: 商工観光課

処分の概要	退園命令等
例規名 根拠条項	南九州市アドベンチャーパーク森のかわなべ条例 第4条
例規番号	令和5年条例第16号
【基準】 第4条の規定による。 (入園の制限) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては,アドベンチャーパークの入園を拒絶し,又は退園を命ずることがある。 (1) 公の秩序を乱し,又は善良な風俗を害するおそれがある者 (2) アドベンチャーパークの建物,施設又は設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがある者 (3) 飲酒その他の事情により安全上支障のおそれがある者 (4) その他アドベンチャーパークの管理上支障がある者	
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 533

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南九州市アドベンチャーパーク森のかわなべ条例 第5条第1項
例規番号	令和5年条例第16号
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用料は,別表のとおりとし,入園する際に納入しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認める場合は,この限りでない。</p> <p>2 市長は特別の理由があると認めるときは,使用料を免除することができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

処分の概要	登録の取消し等
例規名 根拠条項	南九州市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第13条
例規番号	令和5年規則第18号

【基準】

第13条の規定による。

(登録の取消し)

第13条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条又は第5条の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 登録事業者が、サービス基準省令に規定する基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 登録事業者が、サービス基準省令に従って適正な基準該当居宅サービス等又は基準該当居宅介護支援等の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例居宅サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 登録事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 登録事業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者が当該行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 登録事業者が、不正の手段により第3条又は第5条に規定する登録を受けたとき。
- (7) 登録事業者が当該登録を受けた事業について法第70条第1項若しくは第115条の2第1項又は第79条第1項若しくは第115条の22第1項の規定による指定を受けたとき。
- (8) 基準該当居宅サービス事業者が、法第70条第2項第4号、第5号若しくは第10号又は第11号又は第115条の2第2項第4号、第5号、第10号若しくは第11号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (9) 基準該当居宅支援事業者が、法第79条第2項第4号若しくは第8号、又は第115条の22第2項第4号若しくは第8号のいずれかに該当するに至ったとき。

- (10) 基準該当居宅支援事業者が、法第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- (11) 登録事業者が、法その他介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第35条の5に定める法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (12) 登録事業者が、居宅サービス等(法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (13) 登録事業者が、法人である場合において、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又は当該法人の使用人であって、当該法人の事業所又は当該法人が開設した施設を管理する者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (14) 登録事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 商工観光課

処分の概要	甲種漁港施設の使用料の徴収
例規名 根拠条項	鹿児島県漁港管理条例 第5条第1項
例規番号	昭和32年 鹿児島県条例第53号
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第5条 第3条の規定による届出をした者及び前条第1項の規定による使用の許可を受けた者から使用料を,第4条第1項の規定による占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。</p> <p>2 使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)の種類,区分及び額は,別表第1又は別表第2のとおりとする。</p> <p>3 使用料等は,現金で前納しなければならない。ただし,知事の承認を受けたときは,この限りでない。</p> <p>4 知事は,特別の理由があると認めるときは,使用料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>5 既納の使用料等は,返還しない。ただし,甲種漁港施設を利用し,使用し,又は占用する者の責めに帰することのできない事由があると知事が認めたときは,この限りでない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年4月26日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 1007

担当部署: 商工観光課

処分の概要	停けい泊中の船舟に対する移動命令
例規名 根拠条項	鹿児島県漁港管理条例 第11条
例規番号	昭和32年 鹿児島県条例第53号
【基準】 第11条の規定による。 (港内の秩序維持) 第11条 知事は、漁港の利用の適正を図るため特に必要があると認めるときは、港内に停けい泊をする船舟に対し、移動を命ずることができる。	
備考	

設定年月日	令和4年4月26日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 1008

担当部署: 商工観光課

処分の概要	放置物件等の除去命令
例規名 根拠条項	鹿児島県漁港管理条例 第12条
例規番号	昭和32年 鹿児島県条例第53号
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。</p> <p>(放置物件の除去命令)</p> <p>第12条 知事は、漁港の区域内の水域における漂流物沈没物その他の物件又は漁港施設内に置かれた物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年4月26日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

処分の概要	措置命令
例規名 根拠条項	鹿児島県屋外広告物条例 第14条
例規番号	昭和39年 鹿児島県条例第83号
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第14条 知事は,第7条又は第12条の規定に違反して広告物を表示し,若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し,5日以上の期限を定めて,良好な景観を形成し,若しくは風致を維持し,又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 知事は,前項の規定による措置を命じようとする場合において,当該広告物を表示し,又は当該掲出物件を設置する者を過失がなく確知することができないときは,これらの除却をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。ただし,掲出物件を除却する場合においては,5日以上の期限を定めて,これを設置する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは,知事の命じた者又は委任した者が除却する旨を公告するものとする。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年4月26日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

処分の概要	許可の取消し
例規名 根拠条項	鹿児島県屋外広告物条例 第15条
例規番号	昭和39年 鹿児島県条例第83号
【基準】 第15条の規定による。 (許可の取消し) 第15条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができる。 (1) 第8条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 第9条第1項の規定に違反したとき。 (3) 前条の規定による知事の命令に違反したとき。 (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。	
備考	

設定年月日	令和4年4月26日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 1015

担当部署: 都市政策課

処分の概要	除却命令
例規名 根拠条項	鹿児島県屋外広告物条例 第16条
例規番号	昭和39年 鹿児島県条例第83号
【基準】 第16条の規定による。 (除却命令) 第16条 知事は,第3条から第5条まで若しくは第13条第1項の規定に違反し,又は第14条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し,又は掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し,5日以上の期限を定めて,これらの除却を命ずることができる。この場合においては,第14条第2項の規定を準用する。	
備考	

設定年月日	令和4年4月26日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 1017

担当部署: 市民生活課

処分の概要	中止命令等
例規名 根拠条項	鹿児島県ウミガメ保護条例 第9条第1項
例規番号	昭和63年 鹿児島県条例第6号
【基準】 第9条の規定による。 (中止命令等) 第9条 知事は,第5条第1項の規定に違反し,又は同条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して,その行為の中止を命じ,又は原状回復を命じ,若しくは原状回復が著しく困難である場合に,これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。 2 知事は,その職員をして前項に規定する権限を行わせることができる。 3 前条第2項の規定は,前項の職員について準用する。	
備考	

設定年月日	令和4年4月26日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

